

第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舎の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、第80回国民スポーツ大会青森県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舎の充足対策を実施する。

（1）旅館・ホテル等の客室提供の促進

会場地委員会は、当該会場地市町村内の旅館・ホテル等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館・ホテル等に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、県委員会及び会場地委員会は、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

（2）広域配宿の実施

会場地委員会が、近隣市町村の旅館・ホテル等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により実施する。

① 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入市町村及び県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員会と受入市町村間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても参加者の宿舎の確保が困難な場合は、県外の広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

② 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を実施する会場地委員会が行い、これに要する経費も負担する。

③ 広域配宿の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

（3）公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を宿舎

として利用する場合は、以下により実施する。

① 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- ア 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- イ 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- ウ 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- エ 衛生上良好な環境が整備されていること。
- オ 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- カ 原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- キ その他、宿泊に著しい支障がないこと。

② 転用施設利用の留意点

ア 会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。

(イ) 都道府県別チーム単位で一軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

イ 転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策及び安全対策に努める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

(2) 県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」と読み替える。